

## 継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 0 7 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除の推進  
について

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）においては、平成21年12月に暴力団排除条項を盛り込んだ「独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程」（平成21年住機規定第172号。以下「規程」という。）を策定し、暴力団排除対策を推進しているところであるが、今般、警察庁は、同機構が関係する融資、融資保険及び役務の提供等の調達契約（以下「融資等」という。）からの暴力団排除をより一層推進するため、機構と協議の上、下記のとおり合意した（別添1合意書を参照）ので、事務処理上遺漏の無いようにされたい。

なお、機構理事名の別添2「反社会的勢力対応実施細則」（平成22年5月31日付け住機総細第23号（総））が発出されているので参考とされたい。

### 記

#### 1 機構の概要等

機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき、平成19年4月1日、政府の全額出資により設立した法人で、前身は、住宅金融公庫である。全国の主要都市に11店舗の本支店を持つ。

その業務は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する業務を柱とするほか、民間住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や住宅関連の情報提供の業務等を行っている。

#### 2 機構における暴力団排除の取組内容

機構は、融資等からの暴力団排除を推進するため、次のとおり、規程において暴

力団排除条項を整備している。

(1) 規程における排除対象者

規程第2条は、反社会的勢力を、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びその他前各号に準ずる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人と定義している。

(2) 反社会的勢力への対応要領

- 反社会的勢力への基本的方針を定め、ホームページ上で公表する（第3条）
- 反社会的勢力に関する情報をデータベース化し、同データベースを活用する（第5条）
- 契約締結に当たり、反社会的勢力の有無について事前確認を行い、反社会的勢力と判明した場合、契約を締結しない（第6条）
- 契約書には、反社会的勢力でない旨の表明及び将来にわたって反社会的勢力に該当せず、関係しないことを確約させるとともに、該当している事実が判明した場合は、無催告で契約を解除する旨を明記する（第6条）
- 契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を解除する（第7条）
- 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応要領を明確にする（第8条）等を定めている（別添2参照）。

3 警察庁と機構の合意事項

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と機構総務人事部長は、次の内容についての手続を策定する。

(1) 融資等からの排除対象の明確化

機構が関係する融資等において、「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）」等を排除することとし、その解釈を明確化した（別添1合意書の1(1)ア及びイを参照）。

(2) 排除手続の策定

ア 融資等の契約先に関し、当該契約先が暴力団関係者と疑われる何らかの情報を得たときは、機構部長等（機構の審査部、まちづくり推進部、住宅融資保険部及び財務企画部等の各部長並びに北海道支店、東北支店、北関東支店、首都圏支店、東海支店、近畿支店、四国支店、中国支店、九州支店、南九州支店及び北陸支店の各支店長）は、都道府県警察本部の暴力団排除を担当する所属長

(以下「暴力団対策主管課長」という。) に対して暴力団関係者に該当するかどうかについて、書類及び電磁的記録媒体により照会を行うこと(回答の手続を含む。)

イ 暴力団対策主管課長は、上記アによる照会以外で契約先に関し、暴力団関係者に該当すると認める事実を確認した場合には、機構部長等に対して文書により速やかに通報を行うこと。

ウ 機構部長等は、上記アによる回答及びイによる通報を受けた場合は、当該契約先を機構が関係する融資等から排除すること。

※ 暴力団照会の流れについては別紙1、各支店の所在地等については別紙2を参照。

### (3) 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

機構部長等は、入札に係る役務の提供等の調達契約において、暴力団関係者等(暴力団関係者、暴力団準構成員、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ)から不当介入を受けた場合における通報報告制度の導入を義務付け、同通報を怠ったと認められる場合における必要な措置を講ずること。

### (4) 都道府県警察と機構との連携強化

暴力団対策主管課長と機構部長等は、上記(2)及び(3)について、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進すること。

## 4 都道府県警察の対応

### (1) 暴力団排除への対応

暴力団対策主管課長においては、合意書に基づく照会に適切に対応するとともに、各種事件捜査等の警察活動を通じて、機構が関係する融資等において、その契約先が暴力団員関係者に該当する事実を認めた場合は、別添1合意書の別記様式第3号により機構部長等に対して積極的な通報を行うこと。

なお、機構は、排除対象に総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ等を含めているところ、警察からの回答又は通報は「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号)に基づき、適切に対応すること。

### (2) 通報報告制度への対応

#### ア 不当介入の通報等を受けた場合

上記(2)の通報報告制度に基づく不当介入の通報等を受けた場合は、その内容に応じて、調達契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為について迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

に基づく行政命令の発出及び調達契約先、機構職員等の関係者への保護対策の徹底を図ること。

イ 調達契約先が警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、調達契約先が暴力団関係者等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合は、別添1合意書の別記様式第5号により機構部長等へ連絡すること。

5 留意事項

(1) 指導教養の徹底

暴力団対策主管課長は、警察署はもとより、関係部門に対し、各種警察活動を通じて、暴力団員等が機構が関係する融資等を受けていることを認めた場合は、迅速な報告・連絡が行われるよう指導教養を徹底すること。

(2) 積極的な情報収集

機構に關係する融資等から暴力団員等を排除することは、暴力団事務所等の暴力団關係施設の建設を阻止するなど暴力団組織の維持、拡大に係る活動に打撃を与えることにつながるものである。

暴力団対策主管課長は、自らはもとより、関係部門と連携を密にし、機構が關係する融資等への暴力団員等の関与情報を積極的に収集すること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

多田警視 800-4552

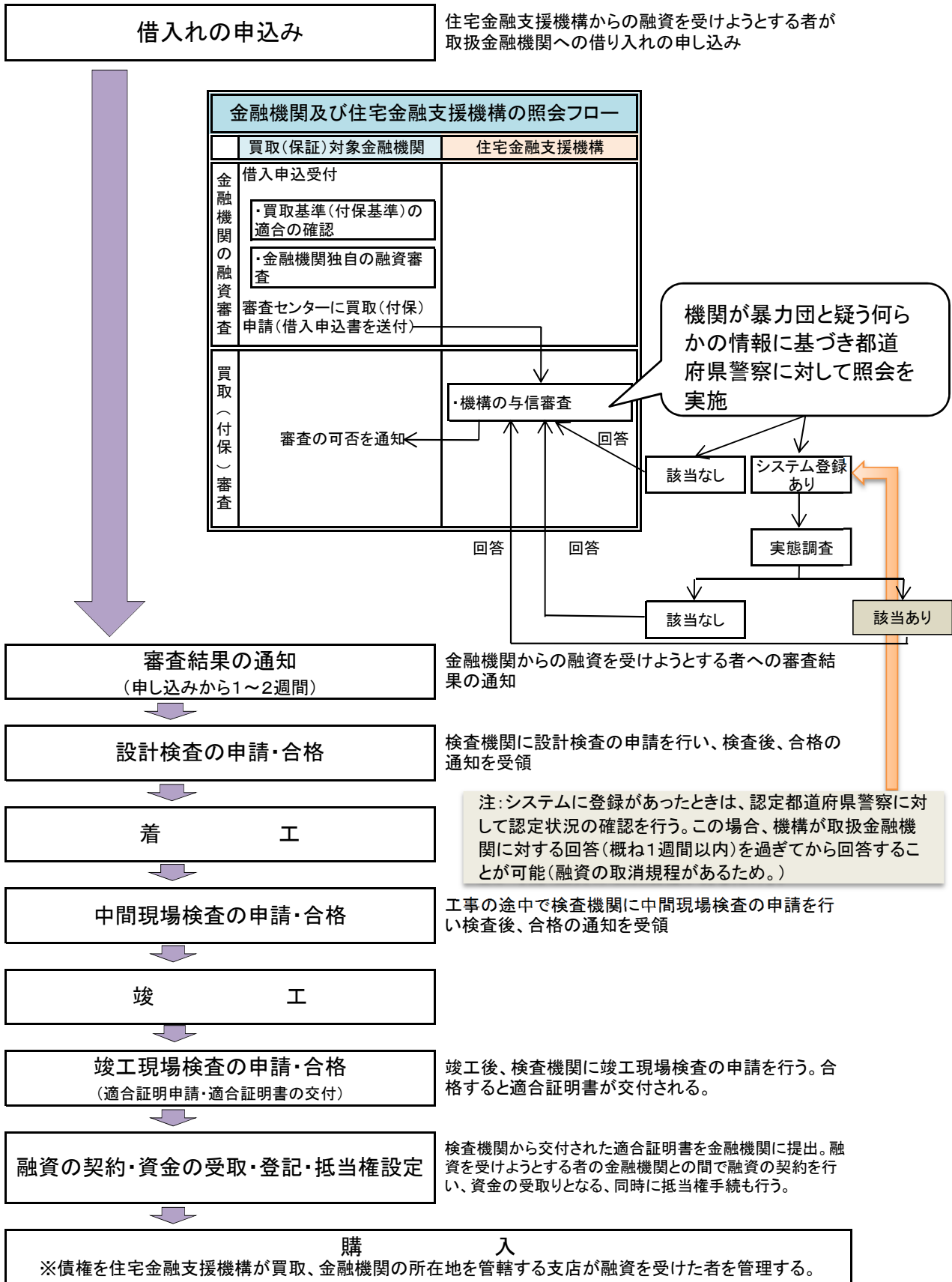
飛田警部 800-4555

【継続措置状況】

初回発出日：平成22年7月12日

(有効期間：平成31年3月31日)

# 融資等手続の流れと暴力団照会の流れ(フラット35の場合)



※ 上記のフローチャートは、機構の主力商品であるフラット35の場合の手続を示す。

独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第87号  
住機総発第643号(総)  
平成22年6月22日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
貴志浩平

独立行政法人住宅金融支援機構総務人事部長  
古川眞理夫

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が関係する融資、融資保険及び役務の提供等の調達契約等（以下「融資等」という。）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と機構は、都道府県警察と機構の部室及び支店（以下「機構部室等」という。）において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 機構が関係する融資等から暴力団員等を排除するための連絡体制等

(1) 排除対象の明確化

機構においては、「独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程」（平成21年住機規程第172号）により「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）」等を機構の融資等から排除することを定めているところ、その排除対象につき、以下のとおり解釈を示し、明確にする。

ア 「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する業者」とは、個人又は業者である個人若しくは法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員以外の者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるもの又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している個人又は法人の業者をいう。

イ 「これに準ずる者」とは、個人又は業者である個人若しくは法人の役員等又は業者の経営に実質的に関与している個人若しくは法人が、次のいずれかに該当する場合の当該者をいう。

(ア) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

## (2) 排除手続の策定

ア 機構が関係する融資等の契約の相手方になろうとする者又は機構等が関係する融資等の契約の相手方（以下「契約先」という。）に関し、暴力団関係者と疑われる何らかの情報を得たときは、当該契約先が暴力団関係者に該当するか否かについて、機構の審査部、まちづくり推進部、住宅融資保険部及び財務企画部等の各部長並びに北海道支店、東北支店、北関東支店、首都圏支店、東海支店、近畿支店、四国支店、中国支店、九州支店、南九州支店及び北陸支店の各支店長（以下「機構部長等」という。）は、当該部署の区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、書類（別記様式第1号）及び契約先（契約先が法人であるときは、その役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等をいう。）により照会するものとする。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ（半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで区切るものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該契約先が暴力団関係者に該当するか否かについて、機構部長等に対し速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会以外で、契約先に関し、暴力団関係者に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する機構部長等に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報するものとする。

エ 機構部長等は、暴力団関係者に該当する旨の前記イに規定する回答又は前記ウの通報を受けた場合は、当該契約先を機構が関係する融資等から排除するものとする。

この場合において、契約に暴力団関係者を排除するための条項が定められていないときには、排除の努力をしなければならない。

オ 機構部長等は、前記エにより排除した暴力団関係者から、相当期間経過後、再度、融資等の申請があったときは、暴力団対策主管課長に対し、文書（別記様式第4号）により照会するものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

## 2 暴力団関係者等から不当介入を受けた場合の通報報告制度の導入

### (1) 不当介入を受けた場合における調達契約の相手方の措置義務について

機構部長等は、入札に係る役務の提供等の調達契約の相手方（以下「調達契約先」という。）に対し、当該調達契約に関して暴力団関係者等（暴力団準構成員、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロを含む。以下（3）までにおいて同じ。）から、地元対策費名目等での金品の要求、暴力団関係者等を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊するなどの妨害行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合における機構部長等への報告、警察への通報及び捜査上必要な協力の実施を義務づけ、契約書等にその旨明示するものとする。

### (2) 都道府県警察が不当介入の通報等を受けた場合の取扱いについて

暴力団対策主管課長は、調達契約先又は機構部長等から暴力団関係者等から不当介入を受けた旨の通報を受理した場合は、その内容に応じて、調達契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締り、暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び調達契約先、機構職員等の関係者への万全な保護対策等必要な措置を講じるものとする。

### (3) 都道府県警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

暴力団対策主管課長は、調達契約先が暴力団関係者等から不当介入を受けたにも関わらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合には、機構部長等に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。

暴力団対策主管課長からの通報を受けた機構部長等は、通報を怠った調達契約先に対し、社会的信用の観点から暴力団関係者等の排除の徹底を図るよう要請するなど必要な措置を講じるものとする。

## 3 暴力団情報等の個人情報について

(1) 機構部長等は、情報管理を徹底するため、本合意書に基づく手続により入手した暴力団情報等の個人情報について、本合意書に規定する目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期するものとする。

(2) 機構部長等と暴力団対策主管課長との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交を持って行うものとする。



ただし、暴力団対策主管課長の所在地と機構部長等の所在地が遠隔地であるなど手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と機構部長等との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止につき万全を期するものとする。

#### 4 その他

- (1) 暴力団対策主管課長及び機構部長等は、前記1及び2について、本合意書に定めるもののほか、実情に応じて個別に取り決める等の方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。
- (2) 暴力団対策主管課長及び機構部長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、機構部長等は機構総務人事部長に対してそれぞれ報告をするものとする。

別記様式第1号（意見の照会）

住機 発第 号（ ）  
平成 年 月 日

県警察本部暴力団対策主管課長 殿

住宅金融支援機構 部（支店） 長 印

「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

下記の者から独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等の申請がありましたので「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」（平成22年6月22日付け警察庁丁暴発第87号、住機総発第643号（総））に規定する暴力団関係者等に該当するか否かについて照会します。

記

1 申請者

- (1) 商号又は氏名
  
- (2) 所在地
  
- (3) 代表者の氏名
  
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等  
別紙のとおり

添付書類：別紙

※本様式は適宜変更して差し支えない。

(Excel (CSV) の別紙)

※ 別紙は、電磁的記録媒体を印刷したものとする。

別記様式第2号（意見の回答）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

住宅金融支援機構 部（支店） 長 殿

県警察本部暴力団対策主管課長 印

「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」（平成22年6月22日付け警察庁丁暴発第87号、住機総発第643号（総））に基づき、平成 年 月 日付け（住機 発第 号（ ））で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
  - ・該当する
  - ・該当しない
- 5 理由
- 6 その他

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第3号（自主的な情報の提供）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

住宅金融支援機構 部（支店） 長 殿

県警察本部暴力団対策主管課長 印

「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通報について

下記の契約先において、「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書（平成22年6月22日付け警察庁丁暴発第87号、住機総発第643号（総））に規定する暴力団関係者等に該当すると認める事実を確認したので通報します

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第4号（意見の再照会）

住機 発第 号（ ）  
平成 年 月 日

県警察本部暴力団対策主管課長 殿

住宅金融支援機構 部（支店） 長 印

「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」の照会について

平成 年 月 日付け 号により排除要請を受け、排除した下記の者から独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等の申請がありましたので「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」（平成22年6月22日付け警察庁丁暴発第87号、住機総発第643号（総））に規定する暴力団関係者等に該当するか否かについて照会します。

記

1 申請者

- (1) 商号又は氏名
  
- (2) 所在地
  
- (3) 代表者の氏名
  
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等  
別紙のとおり

2 排除年月日

平成 年 月 日

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第5号（通報報告制度）

住機 発第 号（ ）  
平成 年 月 日

住宅金融支援機構 部（支店） 長 殿

県警察本部暴力団対策主管課長 印

暴力団員等から不当介入を受けた調達契約先が都道府県警察への通報等を  
怠ったと認められる事案について（通報）

住宅金融支援機構 部（支店）の調達に関する契約先が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、 県警察への通報等を怠ったと認められたため、「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」（平成22年6月22日付け警察庁丁暴発第87号、住機総発第643号(総)）に基づき、別紙のとおり通報します。

添付書類：別紙

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別 紙

	取扱警察	県	警察署	課
契 約 先	所 在 地 ( ) -			
	商号又は氏名			
	代 表 者 ( ) -			
不当介入に係る 行為者	住 所  氏 名			
発生日時・場所  件名	平成 年 月 日 時 分頃  件名			
不当介入の内 容・被害の状況				
契約先の通報、捜 査上必要な協力 についての対応 状況				



住機総細第23号（総）

独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程（平成21年住機規程第172号）の規定に基づき反社会的勢力対応実施細則を次のとおり定める。

平成22年5月31日

独立行政法人住宅金融支援機構理事 阿部 勝次

反社会的勢力対応実施細則

1 独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程（以下「反社規程」という。）第4条第2項に定める反社会的勢力対応責任者（以下「対応責任者」という。）は、暴力団等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応するとともに警察等関係機関と連携した適切な対応を行うための体制を次のとおり整備するものとする。

(1) 対応責任者の指名

所属長（監事付を命じられた職員の集団にあっては上席監事補）は、次のとおり、対応責任者の指名等を行う。

ア 対応責任者は、管理職者とし、部（独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号。以下「組織規程」という。）第6条第1項に規定する部及び室並びに監事付を命じられた職員の集団をいう。以下同じ。）、センター（同条第3項に規定するセンターをいう。以下同じ。）、支店、地域センター（組織規程第7条第3項に規定する地域センターをいう。以下同じ。）及び沖縄事務所単位で指名する。

イ 対応責任者の不在時に備え、あらかじめ対応責任者の代行者を1名以上指名する。

ウ 指名した対応責任者及び対応責任者の代行者について、総務人事部に報告する。

(2) 所轄警察署等との連携

部及び首都圏支店については総務人事部が、センター、首都圏支店以外の支店、地域センター及び沖縄事務所（以下「支店等」という。）については当該それぞれの部署が所轄警察署や暴力追放センター（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2に規定する都道府県暴力追放運

動推進センターをいう。以下同じ。)又は弁護士等の反社会的勢力と相対する外部機関と次のとおり連携関係を構築するものとする。

ア 所轄警察署や暴力追放センターの担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携体制を維持する。

イ 対応責任者は総務人事部が提供する「各都道府県警等の連絡担当者・副担当者リスト」を活用し、都道府県警とのネットワーク作り(個別事案についての相談又は情報交換、職員研修への警察担当者の派遣依頼等をいう。)を行う。

### (3) 対応場所の設置

対応責任者は、反社会的勢力関係者の来訪等に備え、応対する場所をあらかじめ決めておき、録音又は撮影の機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げる。

### (4) 対応記録の作成、報告及び終息までの進捗管理

対応責任者は、反社会的勢力関係者からの不当要求等に対応した場合は、顧客サポート等管理実施細則(平成21年住機C細第5号(C))の別紙2の顧客サポート等の手引に基づき記録、報告、情報共有及び進捗管理を行う。

2 反社規程第5条第3項に規定する反社会的勢力に関する情報のデータベースに関する事項及び反社規程第6条第5項に規定する警察への照会の方法は、別添の反社会的勢力対応マニュアル(以下「対応マニュアル」という。)(第4章を除く。)のとおりとする。

3 反社規程第8条第6項に規定する反社会的勢力による不当要求への対応について必要な事項は、次のとおりとする。

#### (1) 部及び首都圏支店

対応マニュアル第4章、緊急連絡先一覧及び対応責任者一覧(以下「第4章等」という。)のとおりとする。

なお、人事異動等により対応責任者等に変動があった場合は、その都度、総務人事部長が第4章等の該当箇所を変更し、その旨関係部署に通知するものとする。

#### (2) 支店等

支店等は、第4章等について、次の事項を置き換えたマニュアルを定めなけれ

ばならない。

ア 反社会的勢力が来店した場合の受付対応の方法、対応場所、面談時の対応その他反社会的勢力に対する対応の要領

イ 所轄警察署等の緊急連絡先

ウ 対応責任者のリスト

(3) 報告

支店等は、(2)によりマニュアルを定めた場合及びこれを改正した場合は、速やかに総務人事部にこれを報告しなければならない。

附 則

- 1 この実施細則は、平成22年5月31日から施行する。
- 2 「非常時（暴力）対応に関する実施細則」（平成21年4月1日付け住機総細34号（総））は、廃止する。

機構内部限り

**反社会的勢力対応マニュアル**  
**(非常時対応マニュアル)**

平成 22 年5月



**住宅金融支援機構**  
Japan Housing Finance Agency

総務人事部 総務・福利厚生グループ

## 本支店共通編

(略)

## 第2章 反社会的勢力の事前確認

### 3 各都道府県警察又は暴力追放センターへの照会

各都道府県警察への照会は、「独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。別添参考のとおり。）を警察庁と締結しているため、合意書に従い、次に示す手順によって照会すること。

なお、顧客情報等記載文書及び電磁的記録媒体の取扱いについて、情報セキュリティ対策実施細則（平成21年住機総細第15号（事））の別添「情報セキュリティ対策の手引き」に則り行うこと。

#### (1) 各都道府県警察への照会(必須照会)

次の手順に沿って必ず照会を行うこと。

ア 各都道府県警察への照会は、書式1（2の（4）に該当したことにより照会を行う場合は書式2）を使用し、所属長の決裁を得たうえで照会すること。

イ 書式1又は書式2に契約予定者に係る必要事項を記載して照会すること。

ウ 次の事項を記録した電磁的記録媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）を併せて作成し、書式1又は書式2の添付資料として照会すること。

なお、保存形式はCSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）とすること。

##### 【保存形式】

①氏名カナ（半角：姓と名の間は半角1マス空け）

②氏名漢字（全角：姓と名の間は全角1マス空け）

③生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）

④性別（半角：男性はM、女性はF）

※ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間はカンマで区切る。

エ 照会書類の授受は、照会を行う部署が所在する各都道府県警察に対して行い、各都道府県警察に持参し、手交によって授受を行う。

オ 各都道府県警察からの照会に対する回答は、書式3によって行われる。授受は照会時と同様、各都道府県警察において、手交によるものとする。

カ 照会の回答は書式3により行われ、暴力団であった場合は書式3の回答が各都道府県警察から暴力団排除要請となるので、機構は契約予定者を排除する（契約しない）。

(略)

## 第3章 反社会的勢力が判明した場合

### 1 契約後の反社会的勢力の判明

(1) 機構と契約を行った者（以下「契約者」という。）が反社会的勢力であることが判明した場合（反社会的勢力であることの確認は第2章と同様に行う。）は、契約

の解除)を行うこと。

ただし、反社排除条項(独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程(平成21年住機規程第172号)第6条第3項に規定する条項をいう。以下同じ。)が導入されていない契約の解除については、契約内容、契約履行状況その他の周辺状況等を勘案して慎重に行うこと。

なお、合意書に基づき、各都道府県警察から書式4による暴力団の情報提供が行われた場合は暴力団排除要請が行われたものとし、契約解除等の対応を行うこと。

- (2) 調達契約において、暴力団から契約者に対して地元対策費名目等の金品の要求が行われた場合、反社排除条項に基づき、当該契約者から機構に不当要求等を受けた報告が行われることとしているので、当該報告を受けたときは警察への協力を仰ぐこと。

なお、当該契約者が不当要求等を受けたのにも関わらず、各都道府県警察に対して報告がない場合は、各都道府県警察から書式5により機構に対して通報が行われる場合がある。報告があった場合は、(1)と同様に各都道府県警察への協力を仰ぐこと。

また、当該契約者に対し、反社排除条項に基づき、暴力団排除及び警察への通報及び捜査協力の要請を行うこと。